平成２７年（フ）第５４号
愛知県犬山市中山町２丁目37番地
破産者　有限会社ダイニチ産業
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１４号
三重県津市白塚町36番地２　アワヤハイツＡ－205、前住所三重県いなべ市北勢町治田外面178番地
破産者　奥山　幹生
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２８号
三重県鈴鹿市白子３丁目５番５号ＴＨビル１Ｆ
破産者　株式会社ソル・プランニング
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２９号
三重県津市戸木町7699番地
破産者　倉田　弘明
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２６１号
三重県四日市市大矢知町491番地８
破産者　株式会社オフィス・グリーン
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２６２号
三重県四日市市北浜町12番15号
破産者　有限会社木下商店
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続終結

平成２６年（フ）第４２５号
大阪府摂津市南別府町15－３、商業登記簿上の本店所在地大阪府箕面市坊島１丁目５番41号
破産者　有限会社兼商店
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７１１号
大阪市北区西天満２丁目10番２号　幸田ビル
破産者　ヤマキヨ株式会社
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９８４号
大阪市中央区森ノ宮中央２丁目８番２号
破産者　有限会社トップアイ
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１３３号
大阪府東大阪市楠根１丁目６番29号
破産者　株式会社アルバム工芸モリタ
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２００号
佐賀市材木２丁目３番19号
破産者　株式会社敬天
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１９号
愛知県江南市力長町大当寺128番地
破産者　株式会社ナカベリコン
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２７６号
兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目18―22―102
破産者　エリアデータ有限会社
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３６３号
岡山県倉敷市児島唐琴３丁目10番９号
破産者　有限会社モッカ
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３６４号
岡山県倉敷市児島唐琴３丁目10番９号
破産者　藤井　文子
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５５８号
広島市中区江波二本松２丁目６番27号
破産者　金山建設株式会社
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第４３７号
横浜市旭区本宿町45番地21
破産者　小高　正利
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２７号
川崎市多摩区三田２丁目１番地17　クレボナール三田205
破産者　永田　　慎
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３０号
富山県南砺市梅原6450番地13
破産者　大森　忠久
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部